

令和3年1月22日

農林水産省委託事業「Go To Eat キャンペーン食事券事業」

事業期間の延長について

<北海道商工会議所連合会>

飲食店・生産者支援の継続を表明した政府方針を受け、本キャンペーン期間を延長することと致しましたので、お知らせします。

記

1. 食事券有効期限の延長（当初の期限 令和3年3月31日（水）まで有効）

変更後 令和3年6月30日（水）まで有効

①登録店におかれましては、ご来店のお客さまが精算時に当食事券をご利用された際には「6月30日（水）まで」お取り扱い頂きますようお願いいたします。

②有効期限延長に伴う当食事券の再発行（刷り直し）等を行いません。

（当食事券には有効期限が令和3年3月31日までと表記されていますが、そのまま利用できますので、お受け取りの上、換金に回して下さい）

2. 使用済食事券換金回数の追加

①これまで4月12日（月）を最終受付日としていた使用済食事券の回収スケジュールを追加します。

（最終受付日を7月12日（月）とし、期間中計7回追加します。）

②登録飲食事業者・飲食店の皆様には「改訂版マニュアル」「追加の精算伝票・回収用封筒」を送付します。

（新たに送付される改訂版マニュアルで追加された換金スケジュールをご確認ください。改訂マニュアル送付には1ヶ月程度を要します。）

3. 掲示物（ポスター等）の再送付

①登録飲食店であるところを示すポスター・ステッカーには当初の販売期間・有効期間が表示されているため、変更後の期限に訂正したポスター類を改めて送付する予定です。

②送付には1ヶ月程度の時間を要します。（準備が整い次第、送付します）

4. 飲食店登録期限の延長（当初の期限 令和3年1月20日（水）締切）

変更後 令和3年3月31日（水）締切

- ①事業期間の延長に伴い、飲食店登録の募集期間を2ヶ月間延長し3月31日（水）まで受付します。
- ②WEB受付は、3月31日（水）23:59:59まで、郵送申請は3月31日消印有効。
- ③道内の商工会議所・商工会に配布した募集パンフレットには、登録締切が「1月20日（水）まで」と表記されておりますが、3月末まで受付します。
- ④締切延長に伴う募集パンフレットの刷り直しは行いません。申請書はそのまま利用できます。

5. 食事券販売期限の延長（当初の期限 令和3年1月29日（金）迄）

販売再開後から「61日間」延長

- ①当初、令和3年1月29日（金）までとしていた食事券の販売期限を販売再開後から61日間延長します。（但し、最大延長期間は5月20日まで）
- ②道内では、令和2年11月30日から販売を停止しており、政府方針に基づき、当初の販売期限1月29日までの販売停止期間61日間を加算。
※現在の販売再開予定は2月8日（月）のため、これを当てはめると想定される販売延長期間は「2月8日（月）～4月9日（金）」となります。
- ③変更後の食事券販売期限については、販売再開後、あらためてホームページでお知らせします。

※すでにホームページにてお知らせしていますが、販売再開後はこれまでの購入限度を変更します。（当初の上限 1回の購入につき1人1冊まで）

変更後 1回の購入につき1人2冊まで

新型コロナウイルス感染状況により、今後も変更が生じた場合にはホームページ等でお知らせして参ります。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。